

# SHINWA NEWS

令和8年度税制大綱の概要②

令和8年2月  
(No. 27)

今回は前回に引き続き、令和8年度税制改正大綱の改正内容についてご紹介します。

## [1] 法人等に関する改正について

### (1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が経済産業大臣の確認を受けること等一定の生産等設備(合計35億円以上、中小企業者等は合計5億円以上)を取得した場合には、特別償却(即時償却)または税額控除を選択適用できる制度が創設されました。

適用対象法人	青色申告書を提出する法人 ※1
適用要件	①2029(令和11年)年3月31日までの間に特定生産性向上設備等に係る投資計画について経済産業大臣の確認を受けたもの ②その確認を受けた日から5年以内に設備等の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合(貸付けの用を除く)
投資計画の確認基準	①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等は5億円以上)であること ②年平均投資利益率が15%以上となることが見込まれること ③資金調達手段が記載されていること ④取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること ⑤生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること
対象資産	その法人の事業の用に直接供される建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェアで一定額以上のもの ・建物…一の取得価額が1,000万円以上 ・建物附属設備…一の取得価額が120万円以上(一の取得価額が60万円以上かつ一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む) ・構築物…一の取得価額が120万円以上のもの ・機械装置…一台又は一機の取得価額が160万円以上のもの ・工具及び器具備品…120万円以上のもの(1台40万円以上かつ一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む) ・ソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない
特別償却 特別控除	事業の用に供した場合に、特別償却又は特別控除の適用が認められる ・特別償却…取得価額×100%(即時償却) ・特別控除…建物、建物附属設備、構築物⇒取得価額×4% 機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェア⇒取得価額×7% いずれも控除限度額：法人税×20%
重複適用の制限	投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中には、次の制度による特別償却及び特別控除の適用を受けることができない ・地域未来投資促進税制 ・中小企業経営強化税制 ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

※1 中小企業者(適用除外事業者を除く)又は農業協同組合等以外の法人で、当事業年度の所得が前期の所得を超える一定の事業年度で、かつ次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度(繰越税額控除は除く)は適用されない。

①継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 101%(資本金10億円以上かつ従業員が1,000人以上又は従業員が2,000人超である法人の場合は102%)

②国内設備投資額 $>$ 当期償却費総額 $\times$ 30%(資本金10億円以上かつ従業員が1,000人以上又は従業員2,000人超である法人の場合は40%)

### (2) 特定の買換えの場合等の課税の特例の延長及び見直し

長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起するため、内容の一部見直しを行った上で3年間延長されます。

### (3) 固定資産税の免税点の見直し

償却資産に係る固定資産税の免税点が、現行の150万円から180万円に引き上げられます。

## [2] 個人に関する改正について

### (1) 所得税関係

#### ① 暗号資産の課税の見直し

これまで暗号資産の取引から生じる所得については総合課税(最大55.945%)の対象でした。改正後は、登録された国内の事業者に対して特定暗号資産を譲渡等した場合には、その所得に対して分離課税(20.42%)が適用されます。

また特定暗号資産の譲渡損失については、3年間の繰越控除制度が創設されます。

#### ② ふるさと納税の見直し

ふるさと納税制度は高所得者ほど節税のメリット大きいこと、高額な返礼品を受け取ることが出来ることなどが税負担の公平性の観点から課題とされていました。

こうした点を是正する目的で以下のように改正されます。

	現行	改正後
控除限度額	個人住民税所得割額の20%	個人住民税所得割の20%と次の金額のいずれか低い金額 ・道府県民税772,000円(政令指定都市386,000円) ・市町村民税1,158,000円(政令指定都市1,544,000円) 道府県民税・市町村民税の限度額合計1,930,000円

この改正は2028年年度(令和10年度分)以後の個人住民税に適用されます。

### (2) 相続税関係

#### ① 教育資金一括贈与の非課税措置の見直し

これまでの本措置利用の実態や教育無償化、NISAの拡充等を踏まえて、令和8年3月31日までで廃止されます。

#### ② 事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度については、特例承認計画の提出期限が1年6か月延長され令和9年9月30日までとなり、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限は2年6か月延長され、令和10年9月30日までとなります。

### (3) 消費税関係：インボイス発行事業者の小規模事業者の経過措置(2割特例)の見直し

個人事業者であるインボイス事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間※1については、その課税期間の納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとなります。

※1 免税事業者がインボイス事業者となったこと又は課税事業者を選択したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る。

### (4) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置及び復興特別所得税の改正

防衛力の抜本的な強化、安定的な財源確保のため新たに防衛特別所得税(基準所得税×1%)が創生され、併せて家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が同率引き下げられます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊法人の担当者までご連絡ください。